三 監 第 ６ ２ 号
令和８年 10 月 22 日

（請求人）　様

三木市監査委員　石本　成史
三木市監査委員　古田　寛明

令和８年９月９日付けで受け付けた三木市職員措置請求書については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第２４２条第５項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、市がＡ自治会との間で三木市都市公園の清掃等委託契約（長期継続契約）（以下「本件契約」という。）を締結した際、Ａ自治会が「民主的な運営がなされていること」「会計の透明性・客観性が担保されていること」を審査していなかったこと、また、本件契約に基づく委託料の支出が、「業務の実態や成果を一切検証しないまま」支出したこと、いずれも違法又は不当であるとして、過去の委託実績の精査及び委託料の支出差し止め、委託契約の解除・凍結を求めるものと解される。

法２４２条第１項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補塡の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

市がＡ自治会との間で本件契約を締結した行為は、市の財務会計上の行為であるが、受託者の適格性について厳格に定めた法令はなく、受託者の決定は市の裁量に委ねられていると解される。

この点、請求人は、適格性の判断基準として「民主的な運営がなされていること」「会計の透明性・客観性が担保されていること」を挙げているが、いずれ

の基準も根拠がなく、請求人の主観によるもので、請求人は、本件契約について市の裁量権行使の逸脱・濫用を具体的に示しているとは言えない。そうすると、本件契約を締結した行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したものとは認められない。

次に、本件契約に基づき委託料を支出した行為は、市の財務会計上の行為であるが、本件契約第９条第１項（甲（三木市）は、第８条により提出された作業日報を確認した後、委託料として金７０，０００円／年（消費税額等を含む）を乙（Ａ自治会）に支払うものとする。）及び第２項（前項の委託料は、甲が乙の請求にもとづいて年度末に支払うものとする。）並びに法令及び予算に定めるとおり執行されるものと解される。

この点、請求人は、委託料の支出が違法又は不当である理由として、「業務の実態や成果を一切検証しないまま」支出したことを挙げているところ、契約において「作業日報を確認した後」委託料を支払うとしたことに対して、請求人から市が作業日報を確認しなかったことを示す事実証明書の提出もない。そうすると、本件契約に基づき委託料を支出した行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したものとは認められない。

これまでに言及した点のほか、本件請求において述べられている「自治会会則に基づく適正な会計監査の実施を行うよう、市からの公式な行政指導の実施を求める」をはじめとした多々の措置要求については、判断するまでもなく、法第２４２条に定める住民監査請求としての要件を欠いている。これらは他の手段により解決されるべき問題であり、住民監査請求制度になじまない。

よって、本件請求は、法第２４２条に定める住民監査請求として不適法である。